

入札契約制度改革について (報告)

平成30年5月21日
財 務 局

入札契約制度改革に係る経緯

平成29年

平成30年

3/31

6/26

10/30

12/26

3/30

4/26

5/11

5/21

6/25

入札契約制度改革の実施方針

財務局契約案件試行開始

各局契約案件試行開始

都政改革本部会議
(入札契約制度改革の試行状況について (中間報告))

入札監視委員会検証結果報告

業界団体ヒアリング

入札契約制度改革の本格実施について発表

都政改革本部会議
(入札契約制度改革について (報告))

本格実施
(二者入札の中止の取りやめは5月25日から実施)

入札契約制度改革関連 試行の実施状況（平成30年2月末現在） ①

〔財務局契約案件の状況〕

1. 対象案件数

公表済	希望締切済	開札済	<参考> 28年度開札件数	$A \times 100 / B$
466件	464件	371件 … ^A	617件 … ^B	60.1%

2. 基本的な指標

対象 370件中 68件

	28年度	29年度 (2月末現在)		<参考> 国交省関東地方整備局（28年度）
平均落札率	93.2%	93.8%	→	92.2%
不調発生率	9.9%	18.4%	↗	18.7%
平均希望者数	5.4者	5.9者	↗	(非WTO) 6.0者 (WTO) 7.0者
平均応札者数	3.9者	4.7者	↗	公表数字なし
1者入札中止率	(23.9%) [*]	17.3%	↘	* 同様の制度なし

* 平均落札率、平均希望者数、平均応札者数は開札し、落札まで至った案件が対象

* 不調発生率は開札した案件が対象

* 1者入札中止率は「1者入札の中止」の対象案件のうち、入札参加希望を締め切った案件が対象

※28年度の数字は「1者入札の中止」の制度があったとした場合の試算値

入札契約制度改革関連 試行の実施状況（平成30年2月末現在） ②

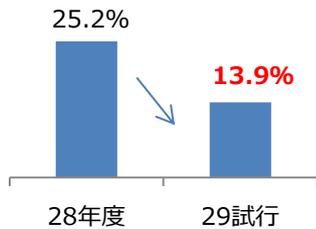
〔財務局契約案件の状況〕

3. 取組毎の関連データ

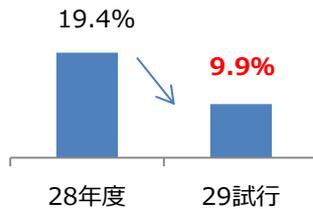
予定価格の事後公表

対象：466件（公表済件数）

① 1者応札の割合



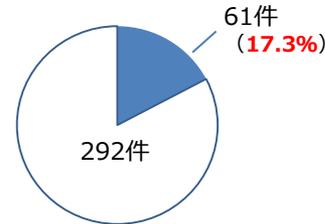
② 落札率99%以上の割合



1者入札の中止

対象：353件（公表済件数）

① 中止の発生状況



* 希望締切済件数353件

② 再発注による影響

開札日の遅れ	+46.9日
工期の遅れ	+18.4日

* 中止後、再発注をすませた39件の平均

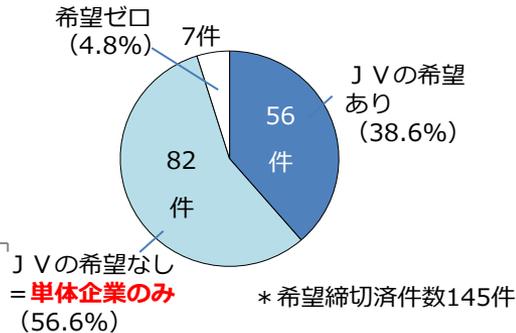
J V 結成義務の撤廃

対象：145件（公表済件数）

① 平均希望者数



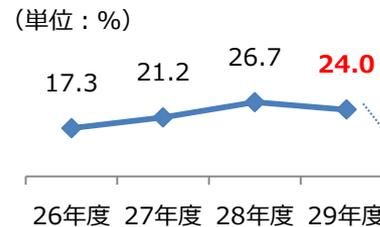
② J V の希望状況



低入札価格調査制度

対象：252件（公表済件数）

① 低入札調査の実施率の推移



② 低入札調査の実施状況

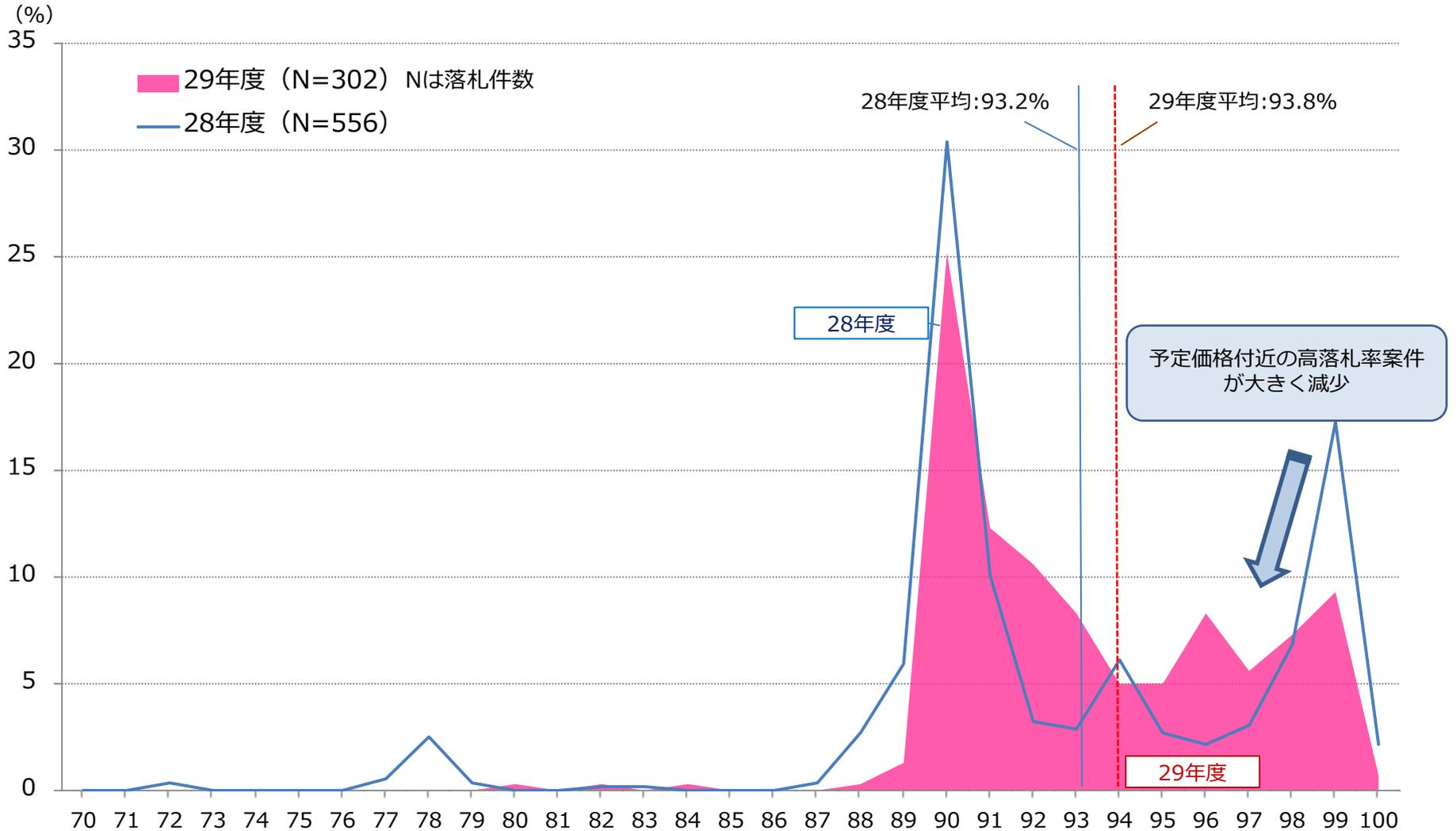
調査実施	うち失格
	48件

* 失格率は100%

低入札対象で開札済の200件中
48件で調査を実施

〔財務局契約案件の状況〕

4. 落札率の分布



1. 予定価格の事後公表について

- 予定価格を事後公表にすることで100%近くの落札率が大きく減少したという効果が出ていること、不良不適格業者が除かれること、及び工事品質が確保されることなどの制度そのもののメリットの存在、また、国も事後公表を推奨していることなどを総合的に考えると、**今後も、原則として事後公表を継続すべき**である。
- 併せて、**中小企業への一定の配慮の必要性については理解できる**ところであり、不調対策の面からも、契約制度の原則を踏まえながら、積算の負担軽減の方策として、**低価格帯の工事では発注規模の価格帯の幅を狭めて示すこと**、あるいは、**価格帯によって事前公表と事後公表とを使い分けることなどについて、検討することを求める。**
- 積算資料の充実とともに、情報漏えい対策については、引き続き適切に実施していくべきである。

2. J V結成義務の撤廃

- J V結成義務を撤廃し混合入札にしたことにより、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境が整備され、競争が活発に行われているという点で効果が出ている。
- また、当初に心配された中小企業の受注実績は、全体としては、落ち込んでいない状況である。
- こうしたことを踏まえると、**受注者が自ら、単体で参加するかJ Vで参加するかを選択できる混合入札の方が望ましく、この取組は継続すべき**である。
- 併せて、**中小企業の育成**という観点から、**J V結成のインセンティブを高める取組や技術研鑽の機会を確保する取組を検討すべき**である。

3. 1者入札の中止

- 1者入札の中止は都の事業執行の遅れを招き、ひいては都民サービスの低下に繋がるおそれが高い。
- 案件ごとの応札者数は、発注のタイミング、地域性、施工の困難度、発注者の設定する条件等により影響を受けるもので、1者以下の場合に一律に入札を中止することには疑問を感じざるを得ない。
- この改革の発端となった大型工事のみに本制度を適用するなど、入札を中止するのが合理的な場合を吟味すべきである。
- 1者以下となる原因分析に力を入れて、最初から1者入札にならないよう工夫することが重要である。
- 都の事業進捗への遅れや事業者の都の入札への参加意欲の減退という大きな弊害が生じていることを考えると、**1者の場合に例外的に入札を中止する規定の設置の検討**や、さらには、**本制度をこのまま継続すること自体が望ましいかも含めて抜本的に本制度のあり方について再考すべき**である。

4. 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

- 低入札価格調査の対象となる価格帯の範囲を拡大したが、より競争的な価格で契約できたかどうかについては、これまでのところ低入札価格調査を経て契約に至った実績がないため、判断できない。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者はダンピング対策を徹底することが求められており、**今後も厳格な低入札価格調査を実施していくべき**である。
- 最低制限価格制度ありきではなく、今後も地方自治法上の原則である低入札価格調査制度を主とした運用とした上で、工事の規模や難易度、受発注者の事務負担等も考慮して、現行のように両制度の使い分けで対応すべき**である。
- 国の対応なども注視しつつ、より事務負担の少ない形での低入札価格調査の充実を検討すべきである。

業界団体ヒアリング（平成30年4月26日開催）の状況①

1. 出席団体一覧（16団体）

（一社）日本建設業連合会（関東支部）	東京都管工事工業協同組合
（一社）東京建設業協会	三多摩管工事協同組合
（一社）東京都中小建設業協会	（一社）東京都下水道工事專業者協会
三多摩建設業連合会	（一社）東京都造園緑化業協会
（一社）東京建物解体協会	（一社）東京空調衛生工業会
東京都防水工事業協会	（一社）東京電業協会
東京都水道專業者協会	（一社）東京都電設協会
協同組合東京都水道請負工事連絡会	東京都電気工事工業組合

2. 業界団体からの主な意見・要望

(1) 予定価格の事後公表

- 国も事後公表を原則としており、都においても**事後公表の継続**を要望（計2団体が事後公表継続を要望）
- 中小企業の積算業務に係る負担軽減の観点から、**一定額以下の案件を対象に、事前公表**に戻すことを要望（計11団体が事前・事後公表併用を要望）
- 「公平性・透明性・競争性」そして担い手確保の為に、予定価格を**事前公表とする**ことを要望（計1団体が事前公表復活を要望）
- 入札参加者が適切な積算を行えるよう、**開示する積算資料の一層の充実**についても要望（計5団体が積算資料の充実を要望）

業界団体ヒアリング（平成30年4月26日開催）の状況②

(2) J V 結成義務の撤廃

- **混合入札の導入により入札に参加しやすい環境が整備された**と認識
(計6団体が結成義務撤廃を評価・継続を要望)
- 中小建設業者の技術力向上などのため、**議会付議案件（9億円以上）とともに、地理的条件等により J V 結成が必要となる案件については、結成義務の復活**を要望
(計2団体が一部案件について結成義務復活を要望)
- 中小企業育成の観点から、**「J V 結成義務付け」**を要望 (計3団体が結成義務復活を要望)
- 中小建設業者の受注機会の確保のため、J V 結成時における総合評価方式での加点について、**単独項目での評価、点数の引き上げを実施**を要望 (計8団体が J V 結成を促進する措置を要望)

(3) 1 者入札の中止

- **受発注者双方にとって負担増になっていることは検証結果でも明白**なことから、**確実に「1 者入札の中止」を撤廃する**ことを要望 (計11団体が 1 者入札の中止の撤廃を要望)
- 電子入札では、入札参加企業が 1 者なのか複数なのか知る由もなく、**1 者入札で、競争が阻害されているとは到底考えられず、「1 者入札の中止」は撤廃**を要望
- 1 者入札の中止の対象を全ての案件としないよう、**例外規定の設定**を要望 (計1団体が例外規定の創設を要望)

(4) 低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

- 制度改革により、ダンピング対策としての**低入札価格調査制度が適切に運用され機能している**と認識
(計8団体が適用範囲の拡大を評価)
- **品質確保とダンピング防止の観点**から、**引き続き厳格な調査対応**を要望

入札契約制度改革の本格実施①

入札契約制度改革は、平成29年6月以降、1年間の試行として実施してきたが、入札監視委員会による検証結果報告、業界団体ヒアリングでの意見、都議会における議論などを踏まえ、試行内容を一部見直したうえで、本格実施に入る。

〔本格実施の方針〕

この制度改革で大きな狙いとした、「より多くの方に入札に参加していただき、入札の競争性や透明性を高める」という点で、平均応札者が2割上昇、1者応札の割合が半減するなど、十分な成果が出ている。本格実施にあたっては、入札契約制度における競争性、公正性、透明性の確保という基本方針の下、次の視点をさらに重視し、制度の改善を図る。

- ☆ 視点 ・ **中小企業が入札に参加しやすい環境づくり**
- ・ **都の事業進捗への影響を配慮した仕組みづくり**

〔実施内容〕

- (1) 予定価格は、原則、**事後公表を継続（低価格帯は事前公表）**
- (2) J V結成は、原則、**混合入札を継続**
加えて、**J V結成時の加点増、技術者育成モデルJ V工事の設定**
- (3) 1者入札の中止は、**実施しない**
- (4) 低入札価格調査は、**現行の取組を継続**
ただし、**過去3年の社会保険未加入の失格基準を廃止**

入札契約制度改革の本格実施②

〔実施内容の詳細〕

	制度改革前	試行期間中	本格実施後
予定価格	事前公表	事後公表	原則、事後公表 ・ 建築4.4億円 土木3.5億円 設備2.5億円未満は事前公表
J V 結成	J V 義務	混合入札	原則、混合入札 ・ 総合評価での加点幅の引き上げ等 ・ 技術者育成モデル J V 工事
1 者入札	中止せず	中止する	中止せず ・ 入札辞退の原因調査の取組を強化
低入札価格調査	W T O 以上 (24.7億円以上)	建築 4.4億円以上 土木 3.5億円以上 設備 2.5億円以上	建築4.4億円 土木3.5億円 設備2.5億円以上 ・ 過去3年の社会保険未加入の失格基準は廃止

〔本格実施の開始時期〕

- **平成30年6月25日以降**に公告等を行う契約案件から実施
- **「1者入札の中止」を取りやめること**については**前倒し**を行い、**平成30年5月25日以降**に公告等を行う契約案件から実施

(平成30年第三回都議会定例会への付議案件から「1者入札の中止」の対象外となる)